

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	臨海建設工業株式会社
主たる営業所の所在地	代表取締役 岩田 大輔
許可番号	兵庫県知事（特-2）第460085号
許可を受けている建設業の種類	（特定）土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、建石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装工事業、水道工事業、解体工事業

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月15日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命じる営業の範囲 公共工事に係るもの （注1）「公共事業」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>2 期間 令和4年1月4日から令和4年1月10日までの7日間</p>
処分の原因となった事実	<p>臨海建設工業株式会社は令和2年9月25日に兵庫県から受注した公共工事において、令和3年2月に提出した施工体系図及び施工体制台帳に事実と異なる記載を行った。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。</p>